八十五度の点から南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	(3) 舷側吹流し装置の支柱は、その長さが三メートル以上のものを投縄機の後部に設置し、支柱二メートル上部に少なくとも三本のおどしを取り付けること。この場合、おどしの太さは、二十ミリメートル以上とし、おどし先端は、水面に触れる程度の十分な長さとすること。 ロ　夜間投縄 (1) 天測暦による当該海域の日出から日没後一時間までの間は、投縄を行わないこと。 (2) 船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。 ハ　吹流し装置（標準型） (1) 吹流しの長さは、最低でも百メートルとすること。 (2) 枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (3) おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、絡みを防ぐためサルカンを使用すること。この場合、おどしの長さは、可能な限り水面近くに到達するものとすること。 (4) 吹流しの長さが百五十メートル未満の場合は、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるように、先端に牽引物を取り付けること。 ニ　吹流し装置（軽量型） (1) 吹流しの長さは、最低でも百メートル又は漁船の全長の三倍の長さとすること。 (2) 枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (3) おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、おどしの長さは、最低でも三十センチメートルとすること。 ホ　加重枝縄 (1) 鈎から一メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラム以上六十グラム未満の錘を取り付けること。 (2) 鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラム以上九十八グラム未満の錘を取り付けること。 (3) 鈎から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラム以上の錘を取り付けること。 ヘ　青色染色餌　食品衛生法施行規則別表第一に掲げる食用青色一号で染色をすること。 ト　残さ排出管理（(1)又は(2)のいずれかを実施すること。） (1) 投縄及び揚縄中に残さ排出を行わないこと。 (2) 投縄及び揚縄を行う舷側の反対側の舷側から残さ排出を行うこと。	第三　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域のうち、東経百四十一度以西、南緯二十五度以南の海域 一　次に掲げる漁具のうち、少なくとも二以上の種類の漁具を使用しなければならない。 イ　夜間投縄 ロ　吹流し装置 ハ　加重枝縄 二　前号に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。 イ　夜間投縄 (1) 天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。 (2) 船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。 ロ　吹流し装置 (1) 水面上にある吹流しの長さは、最低でも百メートルとすること。 (2) 水面上にある吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。 (3) おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンで取り付けること。この場合、おどしの長さは、水面に到達するものとすること。 (4) おどしの取付けは、一組ずつとし、間隔は五メートル以内とすること。 (5) 吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (6) 予備の吹流し装置を保持すること。 ハ　加重枝縄 (1) 鈎から一メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラムを超える錘を取り付けること。 (2) 鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラムを超える錘を取り付けること。 (3) 鈎から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラムを超える錘を取り付けること。
第四　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域 1　南緯二十度以南、南緯二十五度以北の海域	一　吹流し装置を使用しなければならない。 二　前号の漁具については、次に掲げる方法により使用しなければならない。 イ　水面上にある吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。 ロ　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンで取り付けること。	